

五反田 ごたんたご通信

世界に比類のない平和憲法を守りましょう

新春

2014

47号

発行者
五反田法律事務所
〒141-0022
東京都品川区東五反田1-13-12
いちご五反田ビル
TEL 03(3447)1361(代表)
FAX 03(3447)1538

新年あけまして
おめでとうございます



野地平（やちだいら）湿原へ。遷移が進んでいるのか雨が少ないせいか、草原のようだった。ヤナギランの色は草の緑にも空の青にも負けない力強さがある。

事故に最も鋭く反応したのはドイツ人だつた。連日のデモはメルケル政権が事故の前年に企てた稼働延長策を一瞬にして葬り去つた。ドイツでは脱原発が「感情論」として括られることはない。むしろ、脱原発は次世代に対する倫理的な責務であり、政治的、経済的な戦略と捉えられている。

翻つて日本ではどうか。脱原発を「チャンス」と

危機はチャンス。そう考えられるかどうかは、その後の進路を大きく左右するようと思つ。原発事故後の日本とドイツの対応の違いは改めてそんなことを考えさせる。

原発という沈没船とともに、日本の社会全体が沈没することだけは避けなければならない。何としても知恵を絞る必要がある。

原発という沈没船とともに、日本の社会全体が沈没することだけは避けなければならない。何としても受け止める向きは少ないようと思う。ここでは従前の社会の姿を変えることが当然のように「負担」として語られる。日本とドイツは似たような工業国であり、経済的な構造は似ている。しかし、社会の精神構造にはどうやら歴然たる差が存在するようだ。事故を経験した当の日本で原発回帰への動きが起きること自体、おそらくドイツ人は全く理解できないに違いない。

弁護士 亀井 時子
弁護士 千葉 一美
弁護士 佃 俊彦
弁護士 千葉 恒久
弁護士 田島 浩
弁護士 松畠 靖朗
弁護士 烏海 準
弁護士 富澤 伸江
弁護士 民部田 正史
弁護士 真野 亮太
弁護士 串山 泰生
弁護士 高山 由起
事務局一同

憲法について

弁護士 民部田 正史

昨年は、憲法改正手続を定めた憲法96条や集団的自衛権を巡る解釈など、憲法に関する議論が多く行われた年でした。

憲法96条は「この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない」と定めています。これに対し、自民党的憲法改正草案では、改正を容易にするため、その発議要件を各議院の総議員の過半数へと緩和することを定めています。

しかし、このような改正案に対しても、憲法学者から「ゲームの当事者がルールを勝手に変えてしまうのと同じ」「憲法破壊論である」などといった批判がされています。

また、集団的自衛権とは「自国に密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもつて阻止する権利」とされています。集団的自衛権については、これまで我が国では戦争の放棄を定めた憲法9条のもとでは認められないと解釈されてきました。ところが、憲法を改正することなく、解釈を変更することによって集団的自衛権を認めようとする動

必要となることもあります。しかし、そもそも憲法とは国家の基本的なあり方を定め、権力の濫用から基本的人権を守るためにあります。これに対してもやはり、憲法は國家が守るべき規範を定めたもので、時々の政権が都合良く解釈することは問題である」といった批判があります。

もちろん、憲法も永久不变ではなく、社会の変化に応じて改正や解釈の変更ができます。憲法は、普段はある集団的自衛権に関する議論は、普段はあまり意識をしない憲法そのものの存在意義を考えさせるものとなつたのではない

かと思います。

7月の時点で違憲であったと結論づけました。保守派国会議員の間では「家族制度の崩壊を招く」など慎重論が統出し、民法改正を容認する代わりに、家族制度や正妻を守る措置を取るべきとの妥協案も議論されたそうですが、衆院法務委員会は11月20日、本規定を削除する民法改正案を自民、公明、民主各党などの賛成多数で可決しました。

婚外子遺産相続 最高裁違憲判決について

弁護士 高山 由起

結婚していない男女の間に生まれた婚外子の遺産相続分を嫡出子の半分と定められた民法の規定が、法の下の平等を保障しないと最高裁判所はこれまで「合憲」と判断してきました。

しかし今回、最高裁は、日本における家族形態の多様化やこれに伴う国民の意識の変化、諸外国での法改正など、数々の点を総合的に考察し、「法律婚」という制度自体は我が国に定着しているとして

明治時代から続く本規定について、裁判廷は、本規定を「違憲」とする判断を示しました。

最高裁はこれまで「合憲」と判断してきました。しかし今回、最高裁は、日本における家族形態の多様化やこれに伴う国民の意識の変化、諸外国での法改正など、数々の点を総合的に考察し、「法律婚」という制度自体は我が国に定着しているとして



建築作業者の アスベスト被害の 救済を！

弁護士 佃 俊彦

中年層以上の方は、アスベスト（石綿「いしわた・せきめん」）は網焼き器や理科の実験室の金網などでご存知でしょう。石綿は3000種類の製品に使われ「奇跡の鉱物」と言われましたが、発ガン物質で肺内に吸引すると肺ガンや中皮腫（胸膜の腫瘍）、石綿肺という予後の悪い病気になります。わが国には戦後から2006年に使用禁止になるまで約1千万トンが輸入され、その7割以上が建築材料に使われました。そのため日本の石綿被害者は、大工や左官、電気工など建築作業者が半数以上を占めています。

その救済と石綿被害の根絶を求めて2008年に国と石綿建材製造企業の責任を追及する裁判を起こし、2012年12月に東京地裁で初めて国の責任を認める判決を勝ち取りま



した。国は、石綿粉じん対策として防じんマスクの着用を義務づけ、建材に危険な石綿が含まれていてることを警告すべきであつたにもかかわらず、その規制をしなかつた責任が断罪されたのです。国が不當にも東京高裁に控訴したことと、東京地裁判決が製造企業の共同不法行為責任を認めなかつたことから、原告側も控訴し、現在、東京高裁で裁判が進んでいます。同様の裁判が札幌、京都、大阪、福岡でも起こされ、今年は、3月に福岡地裁で判決が、5月に東京、横浜での第2陣の提訴が予定されており、東京高裁での全面勝利判決をめざして奮闘する所存です。皆様にはこれまで以上のご支援をお願いいたします。

法律相談

質問 私は、中小企業の正社員で営業職です。給与は基本給の他に「営業手当」の支給があります。残業をすることが多いのですが、残業代の支給はありません。会社に対して残業代を請求することはできないのでしょうか。

はできないということになります。では、営業職に支給されているという「営業手当」は、一定の時間外労働に対する固定残業代として支給されているのでしょうか。

この残業代については、時間外労働の時間数で算出、支給している会社が多いことは思いますが、毎月の時間外労働の時間数が一定している会社においては、時間ごとの残業代を計算する手間が省けて便利なことから、毎月一定額を支給している会社も多く見受けられるところで、す（固定残業代）。

しかし、「固定残業代」を支給しているからといって、必ずしも追加に残業代を支払わなくて良いということにはなりません。「固定残業代」が予定している時間外労働を超過した場合は、会社はその超過分の残業代を追加で支給しなければなりません。その意味では、残業代を完全に固定するという完全固定残業代制

(回答) 会社は、従業員に時間外労働や休日労働をさせた場合には、通常労働時間の賃金に一定割合額を加えたうえで残業代（割増賃金）を支給しなければなりません（労基法37条1項）。

いような場合には、職務や遂行能力に基づき支給されるもので「固定残業代」とは認められない、とされるようです。

また、「営業手当」が「固定残業代」として支給されていく場合であつても、「営業手当」が何時間の時間外労働に対する「固定残業代」として支給されているかという問題もあります。

このように、「営業手当」が支給されている場合であつても、就業規則や給与明細上の記載方法等によつては残業代を請求することができますし、残業時間によつても残業代を請求することができる場合があるということになります。疑問がある場合には資料をご持参のうえで弁護士にご相談いただければと思います。

支給される場合には時間外手当を支給しない旨の規定があつたり、営業手当の金額が営業担当者の時間外労働の平均によつて算出されているような実体がある場合には、「固定残業代」として支給されているとされ、就業規則や給与明細上等の記載からもその趣旨が明確にならぬ

はできないということになります。

では、営業職に支給されているという「営業手当」は、一定の時間外労働に対する固定残業代として支給されているのでしょうか。

この点に関しては多くの裁判例が集積されているところですが、事案によって判断が分かれているようです。明確な基準が確立されているわけではありませんが、一般的には、就業規則に営業手当が支給される場合には時間外手当を支給しない旨の規定があつたり、営業手当の金額が営業担当者の時間外労働の平均によつて算出されているような実体がある場合には、「固定残業代」として支給されているとされ、就業規則や給与明細上の記載からもその趣旨が明確にならないような場合には、職務や遂行能力に基づき支給されるもので「固定残業代」とは認められない、とされるようです。

また、「営業手当」が「固定残業代」として支給されている場合であつても、「営業手当」が何時間の時間外労働に対する「固定残業代」として支給されていけるかという問題もあります。

このように、「営業手当」が支給されている場合であつても、就業規則や給与明細上の記載方法等によつては残業代を請求することができますし、残業時間によつても残業代を請求することができる場合があるということになります。疑問がある場合には資料をご持参のうえで弁護士にご相談いただければと思います。

近況報告

みんぶた
民部田 正史

昨年、憲法に関する勉強会の講師を務める機会を頂きました。弁護士も日常の業務において憲法を問題とすることは多くありません。このような機会を得て改めて学ぶことができ非常に有意義でした。今後も継続できたらと思います。



亀井 時子

このところ、法テラスで忙しくしています。法テラスは生活が苦しい方に国の予算で法的支援を行っています。まだ弁護士は敷居が高いし、生活が苦しい方はさらに、費用が心配で、弁護士には足が向かない方もいるでしょう。法テラスは生活が苦しい方に法律相談をして、必要があれば弁護士が受任し、弁護士費用を立て替えて法的支援をしています。五反田法律事務所で法律相談しても法テラスの支援を受けることはできますので相談ください。



串山 泰生

先日、女川・石巻に行きました。住民の方々が復興に向け努力する姿を見て私の方が励まされました。震災からもうすぐ3年ですが現地の復興は道半ばです。被災された方々の生活再建のため私も微力を尽くして参ります。



しんの
真野 亮太

11月に次男が誕生しました。他方、長男は3歳になり、野球に興味を持ち始めました。10月はクライマックスシリーズと日本シリーズを連日のテレビ観戦。その後はテレビをつけたらこの録画を繰り返し見ています。親はニュースも見られません。



高山 由起

この一年は、不動産管理に関する紛争、労働事件、離婚、相続・遺言、行政訴訟、請負契約に関する紛争、刑事事件、債務整理等、幅広い分野に関わることができました。また、外国人の権利に関する委員会でも活動を始めました。





富澤 伸江

4人の子育て真っ最中。小1長女:「ママ、お風呂沸かしてごはん炊いといたよ」(すばらしい!)、5歳長男:「お仕事大変だけどママならできるよ、頑張ってね(ニコッ!)」(励まし上手!涙)、3歳次女と1歳三女:「マーマー(とびきりの笑顔)」(癒し)、子ども達からパワーをもらいつつ、毎日どうにか乗り切っています!



鳥海 準

昔から「食」に興味があったのですが、この興味は今日まで維持されており、最近では、新聞や雑誌、広告などで宣伝されているお店に妻と2人で行くようにしています。つい最近も、原発事件の打ち合わせで新幹線で福島に行った際、「トランペール」という雑誌に掲載されていた「築地にある江戸らしい居酒屋」の記事を見つけ、早速妻と2人で呑み食べに行きました。こんな風に独自路線で楽しくやっているというのが、私の近況でしょうか。

佃 俊彦

昨年は「就活」ならぬ「終活」を考えました。叔母に「終活しよる」と言わされたことや遺言執行で海に散骨をしたことがきっかけかもしれません。父母が逝き誰も住んでいない実家やお墓をどうするかです。皆さんはまだそんな世代ではないでしょうか。



千葉 恒久

せっせと「川歩き」にいそしんでいます。源流を目指してただただ歩くのですが、小さな1歩も繰り返せば驚くほどの距離になります。去年は多摩川を歩き切り、今は荒川に挑戦中です。ゴールの甲武信岳まではもう少し。頑張ります。



千葉 一美

家と事務所を往復し、日々、仕事にいそしむ毎日です。遊びは控えているのですが、9月に花形歌舞伎を観て参りました。新装の歌舞伎座は座席も劇場空間も広々とし、光に満ちて華やかでした。メトロのCMに出てくる堀北真希ちゃんの気分ですね。



田島 浩

最近は、韓国映画にはまってます。キム・ギドク、ポン・ジュノ、パク・チャヌク等の監督作品で、冬ソナのような感じとはだいぶ異なりますが、独自の映像表現があり、いずれも優れた映画監督だと思います。



視、コントラスト感度低下（白黒など見えるが、白と灰色などコントラストがはつきりしないものは見えにくく）等後遺症が残る方も多くいました。角膜移植が必要といわれた方や、視力低下したことで一定の視力基準がある職業を諦めざるをえなくなってしまった方など、それぞれの被害は大きく深刻でした。

平成21年3月より弁護団の一員として活動してきた銀座眼科事件が全面解決しましたので、報告させていただきます。

本件は、レーシック手術を専門に行っていた銀座眼科（現在閉院）で発生した未曾有の集団感染事件です。感染原因は、必要な手術器具の滅菌を怠る、角膜を切開するブレード（刃）を使いまわす、など極めてざらんな衛生管理にありました。加えて、銀座眼科に、レーシック手術の後感染性角膜炎の症状を訴える患者が続出した後も、院長は手術を中止せず、保健所に連絡することもせず、不衛生な手術を漫然と続け、被害を拡大させました。被害者の方々は入院や長期通院治

解決事件報告 銀座眼科 レーシック事件

弁護士 富澤 伸江

療を余儀なくされ、視力低下や不正乱視、コントラスト感度低下（白黒など見えるが、白と灰色などコントラストがはつきりしないものは見えにくく）等後遺症が残る方も多くいました。角膜移植が必要といわれた方や、視力低下したことで一定の視力基準がある職業を諦めざるをえなくなってしまった方など、それぞれの被害は大きく深刻でした。

本件は、平成21年2月に中央区の保健所により公表され、同年3月に弁護団が結成されました。弁護団には158件の問い合わせがあり、被害者97名の方の受任者として弁護団の活動が始まりました。

平成21年7月30日に、刑事告訴・告発、民事訴訟提起、行政処分（医師免許取消）の申立てを一斉に行いました。

本件は、レーシック手術を専門に行っていた銀座眼科（現在閉院）で発生した未曾有の集団感染事件です。感染原因は、必要な手術器具の滅菌を怠る、角膜を切開するブレード（刃）を使いまわす、など極めてざらんな衛生管理にありました。加えて、銀座眼科に、レーシック手術の後感染性角膜炎の症状を訴える患者が続出した後も、院長は手術を中止せず、保健所に連絡することもせず、不衛生な手術を漫然と続け、被害を拡大させました。被害者の方々は入院や長期通院治

院長に直接質問をぶつけました。また自分の受けた被害や思いを法廷で意見陳述し、被害者論告も行いました。平成23年9月28日、院長に禁錮2年の実刑判決が言い渡されました。その後、院長が控訴しましたが、控訴は棄却され、実刑判決が確定しました。控訴審でも、被害者7名が被害者参加をし、全国初となる控訴審での被害者本人による被告人質問が実現しました。刑事裁判への参加は、被害者の団結を生み出し、かつ、今まで民事訴訟では明らかにならなかつた真実解明を実現しました。刑事判決がその後の民事訴訟や行政処分の進行に大きな力となつたのです。

民事訴訟は、非定型後遺症であるコントラスト感度低下についても、後遺症であるとの判断のもと、平成24年7月に勝訴的和解で解決しました。

行政処分については、医師免許取消を求めて、厚生労働省に計6本の要望書を提出するとともに、医師免許取消を求める5000筆の署名を提出しました。ようやく、平成25年9月19日、医師免許取消処分がなされました（10月2日発効）。

被害回復と再発防止を目標に被害者の方々と共に活動してきましたがようやく結果が出てほっとしています。

法律相談のお知らせ

「こんな時どうしよう？」と思ったら……

遺言書はどうやって書けばいいの？

親の借金も相続するの？

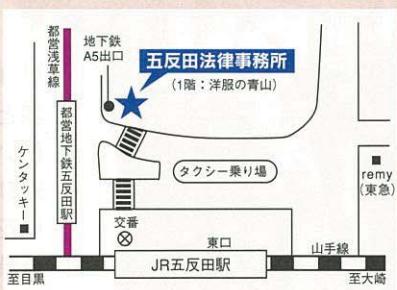
成年後見ってどんなもの？

離婚するんだけど『年金分割』って何？

毎週月・水・金曜日の午後4時～6時を法律相談日としております。予約制ですので、事前にお電話で申込の上ご来所下さい。

尚、上記日程以外にも随時受け付けておりますので、お気軽にお電話ください。

■相談料■
30分 5,250円



五反田法律事務所

検索

まずはお気軽にご相談ください。

03-3447-1361